

死亡届を出された方へ

死亡届を出された場合、下記に該当する方は手続きが必要になります。

平日の午前9時00分から午後4時30分までに手続きをされるようお願いいたします。

(注)※がついている手順内容はケースにより異なりますので、担当窓口にご確認のうえ手続きをお願いいたします。

手 続 内 容	必 要 な も の	担 当 課 ・ 係	
①葬祭費の請求			
【後期高齢者医療保険】 75歳以上の方 障害認定を受けた方(65~74歳)	●後期高齢者医療資格確認書等または 国民健康保険資格確認書等 ●喪主の方の預金通帳 ●会葬礼状や訃報・葬儀の領収書など 喪主・故人・葬祭日を確認できるもの ●来庁する方の顔写真付の身分証明書 ※【後期:全被保険者/国保:世帯主が 死亡したときのみ】相続人の預金通帳	国保年金課 〔庁舎2階〕	国保年金係 23-8857
【国民健康保険】 国民健康保険加入者			
②国民年金	★裏面参照		
③印鑑登録証の返還の手続き (登録していた方のみ)	●印鑑登録証	市民課 〔庁舎2階〕	市民係 23-8752
④マイナンバーカード	★裏面参照		
⑤固定資産税の納税義務者の変更等 (死亡された方が市内に土地・家屋を 所有している場合のみ)	●相続人の印鑑	税務課 〔庁舎2階〕	資産税係 23-8864
⑥軽自動車税の納税義務者の変更等 (該当者のみ)	●車両(軽自動車、原付、二輪車、農耕用 車両等)により届出先が異なりますの で、税務課税制係へご相談ください。		税制係 23-8785
⑦浄化槽管理者の変更	●浄化槽管理者変更報告書	生活環境課 〔庁舎2階〕	環境保全係 23-8775
⑧介護保険被保険者証等の返還の手続き※		高齢者幸福課 〔庁舎3階〕	介護給付係 23-8678
⑨重度心身障害者医療費助成の手続き	●受給資格者証 ●相続人の預金通帳		
⑩障がい者手帳の返還の手続き	●次のいずれかの手帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	福祉課 〔庁舎3階〕	障害福祉係 23-8921
⑪障がい・難病等の手当の手続き※			
⑫児童手当等の手続き※ (死亡された方が児童手当等を受給 していた場合のみ)	死亡したその月、もしくは死亡日の翌日か ら15日以内の手続きが必要です。手続き 未了の場合、受給できない月が発生する 場合があります。	子ども支援課 〔庁舎3階〕	給付係 23-8932
⑬遺児手当 (死亡された方に対象のお子さんが いらっしゃる場合のみ)	義務教育終了前のお子さんがいらっしや る方は担当窓口でご相談ください。 ※支給要件あり		
⑭子ども、妊産婦、ひとり親家庭医療費助成の受給資格がある方※			
⑮認定農業者の認定を受けていた方※		農政課 〔庁舎4階〕	農政係 23-8708
⑯農地をお持ちの方や農業者年金を受給されていた方等の手続き※		農業委員会 〔庁舎4階〕	農業委員会 23-8716
⑰山林をお持ちの方※		農林整備課 〔庁舎4階〕	林業振興係 23-8012
⑱道路占用許可、法定外公共物使用許可を受けていた方※		道路課 〔庁舎5階〕	管理係 23-8717
⑲水道の使用中止または水道使用者、 所有者の変更手続き(該当者のみ)	●お手続きする方本人確認書類	上下水道課 〔庁舎5階〕	委託業者 23-8713

年金手続きについて

年金の手続きについては、加入していた年金(国民年金・厚生年金・共済組合など)により申請場所及び必要書類が異なります。

【国民年金のみの方】

・年金受給者が亡くなった場合

受給権者死亡届(報告書)及び未支給年金・未支払給付金請求などの手続きが必要です。

・年金保険料を納付している方が亡くなった場合

死亡一時金・寡婦年金・遺族基礎年金に該当する場合があります。

問合せ先:国保年金課国保年金係 (電話:0287-23-8857)

【厚生年金・共済組合等(遺族厚生(共済)年金含む)に加入、 又はその配偶者で扶養期間がある方】

・年金受給者が亡くなった場合

受給権者死亡届(報告書)及び未支給年金・未支払給付金請求などの手続きが必要です。

年金事務所・加入保険組合等にお問い合わせください。

・年金保険料を納付している方が亡くなった場合

勤務先または、年金事務所・加入保険組合等にお問い合わせください。

問合せ先:大田原年金事務所 (電話:0287-22-6311)
音声案内 1→2

※平日(月～金) 午前8時30分から午後5時15分

時間延長 週初めの開所日 午後7時まで

週末相談 第2土曜日 午前9時30分から午後4時

保険申請などのために死亡届の写しが必要な場合

死亡届の写しの交付は、死亡届の受付から約1週間後です。

届出をされた場所(本庁若しくは支所等)で交付します。

お急ぎの場合はご相談ください。

また、死亡届の写しを交付できるのは下記の場合に限ります。

○郵便局の簡易保険(契約金額が100万円を超える場合)の申請手続き

○遺族年金の申請手続き

マイナンバーカードについて

死亡された方のマイナンバーカードの返却は必要ありません。なお、相続等の手続きにおいて、死亡された方のマイナンバーが必要になることがありますので、諸手続きが終わるまでは保管し、不要になった段階で破棄してください。